

## 専門家派遣事業に係る専門家に対する報酬及び旅費に関する基準

平成12年7月1日  
公社基準第24号

専門家派遣事業実施要綱（公社要綱第35号。以下「要綱」という。）第16条及び専門家派遣事業実施要領（公社要領第70号）第12条に基づく専門家に対する報酬及び旅費の額は、次による。

- 1 専門家に対する消費税を含めた報酬の額は、1件につき23,500円とする。
- 2 専門家に対する旅費の額は、消費税を含めた実費とする。ただし、経路及び方法は、最も経済的かつ通常のものとし、公社旅費規程（公社規程第3号）に定める日当を除き、同規定を準用して支給する。
- 3 専門家は要綱第13条に定める報告書の他、助言に必要な説明資料を作成し、企業と公社に提出する。説明資料作成費は1件につき9,170円とする。
- 4 要綱第12条第2項に定める支援企業の費用負担に関して、説明資料作成費は負担費用の対象にならない。
- 5 政策課題対応型専門家派遣事業、カスタマーハラスメント対策に向けた専門家派遣事業に係る専門家に対する報酬及び旅費に関する基準は、第1項及び第2項のみを準用する。

### 附 則

この基準は、平成12年7月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、決定の日から施行し、平成26年4月1日に遡及して適用する。

### 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。